【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第４項
【提出先】	関東財務局長 殿
【氏名又は名称】	クリフォード チャンス法律事務所 外国法共同事業 弁護士 山下 淳
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー7階
【報告義務発生日】	該当事項はありません
【提出日】	平成23年3月28日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	４
【提出形態】	該当事項はありません
【変更報告書提出事由】	該当事項はありません

【発行会社に関する事項】

発行者の名称	任天堂株式会社
証券コード	7974
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京　　大阪

【提出者に関する事項】

1 提出者（大量保有者）／1

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー （Capital Research and Management Company）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333 （333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.）
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂２丁目１７番７号 赤坂溜池タワー７階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 山 下　淳
電話番号	０３－５５６１－６６４０（代表） ０３－５５６１－６６４５（担当者直通）

2 提出者（大量保有者）／2

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー （Capital Guardian Trust Company）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333 （333 South Hope Street, Los Angeles, California, U.S.A.）
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂２丁目１７番７号 赤坂溜池タワー７階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 山 下　淳
電話番号	０３－５５６１－６６４０（代表） ０３－５５６１－６６４５（担当者直通）

3 提出者（大量保有者）／3

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル・リミテッド （Capital International Limited）
住所又は本店所在地	英国SW1X 7GG、ロンドン、グロスヴェノー・プレイス40 （40 Grosvenor Place, London SW1X 7GG, England）
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂２丁目１７番７号 赤坂溜池タワー７階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 山 下　淳
電話番号	０３－５５６１－６６４０（代表） ０３－５５６１－６６４５（担当者直通）

4 提出者（大量保有者）／4

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル・インク （Capital International Inc）

住所又は本店所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州90025、ロスアンジェルス、サンタ・モニカ通り11100、15階 （11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90025, U.S.A.）
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂２丁目１７番７号 赤坂溜池タワー７階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 山 下　淳
電話番号	０３－５５６１－６６４０（代表） ０３－５５６１－６６４５（担当者直通）

【訂正事項】

訂正される報告書の 報告義務発生日	平成23年3月15日（報告書提出日平成23年3月23日 変更報告書 Ｎｏ．２）
訂正内容	第４［提出者及び共同保有者に関する総括表］に記載の項目について、下記の通り訂正を行います。（訂正箇所は下線にて示しております。）

《訂正前》

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）			9,548,322
新株予約権証券（株）	A	－	H
新株予約権付社債券（株）	B	－	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			386,241
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q　9,845,490
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数（27条の23第4項）	S		
保有株式等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T 9,845,490		
保有潜在数の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

《訂正後》

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）			9,459,462
新株予約権証券（株）	A	―	H
新株予約権付社債券（株）	B	―	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			386,028
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q　9,845,490
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数（27条の23第4項）	S		
保有株式等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T 9,845,490		
保有潜在数の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		